

2020年3月吉日

会員各位

荒井商事株式会社
アライオートオークショングループ
アライ建機オークション

重 要

規約改定のご案内

拝啓早春の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライ建機オークションに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、アライオートオークショングループでは、2020年4月1日より下記の通り、アライ建機オークションに於ける手数料の改定および規約内容の新設と改定をさせていただきます。

今後とも、より利便性の高いオークションが開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会員の皆様方には、何卒ご理解を頂き、ご協力賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日

2020年4月1日

内 容

規約の改定

1. アライ建機オークション規約についての改定
2. I. オークションの参加資格の改定
3. II. 会員 3 項.禁止行為並びに会員登録の停止及び取消等 (9)号および(12)～(14)号の新設と改定
4. II. 会員 7 項.連帯保証人 (1)号～(3)号の新設
5. III. 運営規定 2 項.決済 (4)号～(7)号の改定
6. IV. 出品規定 1 項.取引条件 (8)号～(9)号の新設と改定
7. IV. 出品規定 2 項.出品申込方法 (1)号～(7)号の新設と改定
8. IV. 出品規定 3 項.出品不可条件 柱書及び(2)号～(8)号の新設と改定
9. IV. 出品規定 4 項.書類 (1)号～(8)号の新設と改定

10. V. 落札規定 1 項.取引条件 (1)～(2)号及び(7)号～(12)号の新設と改定
11. V. 落札規定 3 項.輸出管理の法令順守の改定
12. VI. 契約の解除の新設
13. VII. 紛争の処理の新設
14. VIII. 雑則の順序及び 1.免責、2.賠償責任 (1)号～(2)号および(6)号～(7)号の改定
15. 別紙〈保管料〉、〈バッテリー交換費用〉、〈洗車費用〉、〈下見代行費用〉、〈その他代行費用〉の改定および新設

1.アライ建機オークション規約についての改定

《現在の規約》

アライ建機オークション規約（以下、本規約と称します）は、荒井商事株式会社（以下、当社と称します）が主催する中古建設機械オークション（以下、オークションと称します）について以下のとおり規定するもので、オークションへ参加する者は本規約及び別紙に定める諸規定に同意し遵守するものとします。



《改訂後の規約》

アライ建機オークション規約（以下、本規約と称します）は、荒井商事株式会社（以下、当社と称します）が主催する中古建設機械オークション（以下、オークションと称します）について以下のとおり規定するもので、オークションへ参加する者は、当社が主催する中古自動車のオートオークション規約（当社ホームページ URL：<http://www.araiiaa.jp/>に掲載のアライオートオークション会員規約のうちのオートオークション規約を指し、以下グループ規約と称します）並びに本規約及び別紙に定める諸規定に同意し遵守するものとします。

また、本規約とグループ規約の内容が相違する場合は、本規約が優先するものとし、その他の部分については、本規約とグループ規約がともに適用されるものとします。

2. I. オークションの参加資格の改定

《現在の規約》

オークションには、古物商の許可を得ており、オークションへの入会申込みにより承認された会員（以下、「アライ建機オークション会員」と称します）、当社のオートオークションの会員、当社が他社のオークション会場等との業務提携等により、当該他社の会員について当社オートオークションに参加することを認めた会員（以下、アライ建機オークション会員から、当社が他社のオークション会場等との業務提携等により、当該他社の会員について当社オートオークションに参加することを認めた会員までをあわせて、会員と称します）が参加できるものとします。尚、「II 会員」の規定は、アライ建機オークション会員にのみ適用されるものとします。



《改訂後の規約》

オークションには、古物商許可証（以下、古物商）を得てから 2 年以上を経過し、かつ、オークション参加時において古物証の許可が失効していない者のうち、オークションへの入会申込みにより承認された会員（以下、「アライ建機オークション会員」と称します）、当社のオートオークションの会員、当社が他社のオークション会場等との業務提携等により、当該他社の会員について当社オートオークションに参加することを認めた会員（以下、アライ建機オークション会員から、当社が他社のオークション会場等との業務提携等により、当該他社の会員について当社オートオークションに参加することを認めた会員までをあわせて、会員と称します）が参加できるものとします。尚、「Ⅱ会員」の規定は、アライ建機オークション会員にのみ適用されるものとします。

3. Ⅱ. 会員 3.(禁止行為並びに会員登録の停止及び取消等) 第(9)号及び(12)～(14)号の新設と改定

《現在の規約》

- (9) 5 条各号に該当する場合。
- (12) アライ AA の許可なく出品者、落札者又は旧名義人に連絡をとる行為。
- (13) その他、当社が会員として不適格と判断する行為。



《改訂後の規約》

- (9) Ⅱ. 5 各号に該当する場合。
- (12) 当社の許可なく出品者、落札者又は旧名義人に連絡をとる行為。
- (13) 盗難品、差押品、仮差押品、ローン中、リース契約中、その他法的問題がある、又はあるおそれがあるもの、及び留置権、抵当権、質権等の制限物権の付着したもの又はそのおそれのあるもの、その他所有権の移転に制限が付され又は完全な所有権を所有していないものを出品した場合。
- (14) その他、当社が会員として不適格と判断する行為。

4. Ⅱ. 会員 7.(連帯保証人) 第(1)号～(3)号の新設

《改訂後の規約》

7.連帯保証人

- (1) 連帯保証人は、会員が本規約に基づき当社に対して負担する一切の債務、会員が当社の業務提携等により参加可能となった他社オークションに参加することによって当社に対して負担する一切の債務、及びオークションへの参加による債務に限らず、会員が当社とのすべての取引において負担する一切の債務について、会員と連帯して責任を負うこととします。
- (2) 前号により、連帯保証人に生じる責任は、会員の現在及び将来の債務を対象とし、5,000 万円を限度とします。
- (3) 連帯保証人は、会員がⅡ. 2に基づき会員登録を更新した後においても、会員の債務について会員

と連帯して責任を負うものとします。

5. Ⅲ. 運営規定 2.(決済) 第(4)号～(7)号の改定

《現在の規約》

- (4) 当社が出品者に落札機械・落札車両代金等を立替払いしたにもかかわらず、落札者が定められた期日までに落札機械・落札車両代金及び手数料等を振り込まなかったときは、当社は出品者に通知して、落札機械・落札車両の所有権を当社に移転させることができます。この場合、落札者は当社が本条5項に基づいて落札機械・落札車両を他に処分するまでは、落札機械・落札車両代金、手数料等、本条3項に定める遅延損害金、違約金等を当社に払い込んで、落札機械・落札車両の所有権を当社から取得することができます。
- (5) 当社は、落札者に事前に通知することなく、本条4項によって当社に所有権を移転させた落札機械・落札車両を他に処分し、処分代金から処分に要した費用を控除した残額をもって、落札機械・落札車両代金立替金、手数料等、遅延損害金及び違約金等を精算することができるものとします。尚、処分がなされる間に落札機械・落札車両に課される自動車税及び名義変更等にかかる費用は落札者が負担するものとします。
- (6) 会員の債務の履行期限が当社休業日となる場合、当社は、当該期限の変更を行うことができるものとし、変更後の期限をオークション会場での提示及びホームページ (URL : <http://www.araiiaa.jp/>) に掲載するものとします。



《改訂後の規約》

- (4) 当社が出品者に落札機械・落札車両代金等を立替払いしたにもかかわらず、落札者が定められた期日までに落札機械・落札車両代金及び手数料等を振り込まなかったときは、当社は出品者に通知して、落札機械・落札車両の所有権を当社に移転させることができます。この場合、落札者は当社が本項(6)号に基づいて落札機械・落札車両を他に処分するまでは、落札機械・落札車両代金、手数料等、本項(3)号に定める遅延損害金、違約金等を当社に払い込んで、落札機械・落札車両の所有権を当社から取得することができます。
- (5) 落札機械・落札車両のキャンセルがあり、当社が落札者に当該機械・当該車両代金等を立て替払いしたにもかかわらず、出品者が定められた期日までに当該機械・当該車両代金及び手数料等を振り込まなかったときは、当社は落札者に通知して、当該機械・当該車両の所有権を当社に移転させることができます。この場合、出品者は当社が本項(6)号に基づいて、当該機械・当該車両を他に処分するまでは、当該機械・当該車両代金、手数料等、本項(3)号に定める遅延損害金、違約金等を当社に払い込んで、当該機械・当該車両の所有権を当社から取得することができます。
- (6) 当社は、出品者及び落札者に事前に通知することなく、本項(4)号及び5号によって当社に所有権を移転させた落札機械・落札車両を他に処分し、処分代金から処分に要した費用を控除した残額をもって、出品者及び落札者に対する落札機械・落札車両代金、立替金、手数料等、遅延損害金及び違約金等を精算することができるものとします。尚、処分がなされる間に落札機械・落札車両に課される自動車税及び名義変更等にかかる費用の負担者は当社裁量にて決定するものとします。

- (7) 会員の債務の履行期限が当社休業日となる場合、当社は、当該期限の変更を行うことができるものとし、変更後の期限をオークション会場での提示及びホームページ (URL : <http://www.araiiaa.jp/>) に掲載するものとします。

6. IV. 出品規定 1.(取引条件) 第(8)号～(9)号の新設と改定

《現在の規約》

- (8) 成約機械・成約車両に不具合があり、搬出に支障をきたすおそれがあると当社にて判断した場合、当社は当該成約機械・成約車両の修理その他対応を行うことができるものとし、その修理・対応費用は出品者負担となります。



《改訂後の規約》

- (8) 成約機械・成約車両に不具合があり、搬出に支障をきたすおそれがあると当社にて判断した場合、当社は当該成約機械・成約車両の修理その他対応を行うことができるものとし、その修理・対応費用は、原則としてオークション開催日を含む10日以内は出品者が負担するものとします。ただし、現車の状態、査定票に記載された内容等に鑑み、成約機械・成約車両の不具合が落札者により生じたと言える場合には、例外的に落札者が修理・対応費用を負担するものとし、この判断は当社裁量にて決定するものとします。また、10日を経過した以降の成約機械・成約車両の不具合に対する修理、対応費用は落札者が負担するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (9) 当社が出品者の出品した機械・車両（以下「出品機械・出品車両」と称します）を査定（出品検査）する時及び出品機械・出品車両の移動時や展示時において、時間経過、気候変化等により出品車両・出品機械に瑕疵の増加・進行や新たな不具合が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとし、その修理・対応費用については出品者が負担するものとします。

7. IV. 出品規定 2.(出品申込方法) 第(1)号～(7)号の新設と改定

《現在の規約》

- (1) 出品者は、出品申込書内の必要事項を記載し、オークションに出品する中古機械・中古車両（以下、出品機械・出品車両と称します）の搬入時に提出するものとします。
- (2) 出品者は、冠水、転倒、試作機、その他重大な不具合（走行が出来ない、重要部品の作動に不具合がある・欠品している等であり、当社判断とします）に該当する出品機械・出品車両に関しては、必ず出品申込書に記載しなければならないものとします。
- (3) 出品機械・出品車両の査定（出品検査）及び移動の際に、燃料不十分・バッテリー不具合・洗車必要と当社が判断した場合は、出品者に事前通告することなく、当社が有償にてその処置（燃料補給・バッテリー交換・洗車）をすることができ、当該処置に伴って発生した費用は出品者に請求するものとします。
- (4) 当社は、出品機械・出品車両の査定（出品検査）及び移動の際に、当社所有の指定フォークリフトを使用すると判断した場合、別紙記載のフォークリフト使用代を出品者に請求できるものとします。
- (5) 出品者は、当社の「建機オークション機種別区分表」に基づき、「超大型」・「超超大型」の出品機

械・出品車両を搬入する際は、事前に当社まで連絡するものとします。

※別紙参照



《改訂後の規約》

- (1) 出品者は、出品申込書内の必要事項を記載し、オークションに出品する中古機械・中古車両の搬入時に提出するものとします。また、出品申込書の記載に不備があり、当社からの確認がとれない場合、出品保留になることがあります。
- (2) 出品者は、冠水、転倒、試作機、その他重大な不具合（走行が出来ない、重要部品の作動に不具合がある・欠品している等であり、当社判断とします）に該当する出品機械・出品車両に関しては、必ず出品申込書に記載しなければならないものとします。
- (3) 出品機械・出品車両の査定（出品検査）及び移動の際に、燃料不十分・バッテリー不具合・洗車必要と当社が判断した場合は、出品者に事前通告することなく、当社が有償にてその処置（燃料補給・バッテリー交換・洗車）をすることができ、当該処置に伴って発生した費用は出品者に請求するものとします。

※費用については別紙参照

- (4) 当社は、出品機械・出品車両の査定（出品検査）及び移動の際に、当社所有の指定フォークリフトを使用すると判断した場合、別紙記載のフォークリフト使用料金を出品者に請求できるものとします。
- (5) 出品者は、当社の「建機オークション機種別区分表」に基づく、「超大型」・「超超大型」の出品機械・出品車両を搬入する際は、事前に当社まで連絡するものとします。

※別紙参照

- (6) 出品者は、機械・車両をオークションに出品する際、出品機械・出品車両を当社の出品条件を満たす、出品が可能な状態で搬入するものとします。

搬入後の出品機械・出品車両への加修や部品交換等は、当社からの修理依頼が無い限り、原則として認めないものとします。また、搬入後に出品機械・出品車両が出品不可な状態であると判断された場合、理由の如何を問わず、当社が搬出を要求して4日を経過した以降、出品店は当社に対して出品機械・出品車両の保管料等が発生するものとし、この場合、当社の保管責任は自己の物と同一とします。

※保管料の計算方法は別紙参照

- (7) 当社による出品機械・出品車両の査定（出品検査）及び移動の際に、当社により出品不可と判断された場合は、当社は出品者に報告後、出品者の依頼により、出品機械・出品車両を出品可能にするための修理を代行し、請け負えるものとします。この修理に関わる費用等はオークション計算書にて出品者に請求するものとします。また、この修理による瑕疵や、当該修理を要因とした新たな瑕疵の発生への責任は、当社は一切負わないものとします。なお、当該機械・当該車両の状態などから、修理費用が高額となると当社が判断した場合、当社はその修理を拒否できるものとします。

8. IV. 出品規定 3 項. 出品不可条件 柱書及び(2)号～(8)号の新設と改定

《現在の規約》

柱書

当社は、下記のいずれかの内容に該当すると判断した場合は、当社が別に定める場合を除き、出品不可とすることができます。尚、出品者は、出品機械・出品車両が、下記内容の(1)から(6)のいずれかに該当する場合には、当社に事前に申告しなければならないものとします。この申告がなく、出品され、成約となった場合には、当社はキャンセルその他、当社が必要と考える措置をとることができるものとしますが、逸失利益の請求は含まないものとします。

3. 出品不可条件

- (2) 盗難品、抵当権設定品、差押品、その他法的問題がある、又はあるおそれがあるもの。
- (3) 当社が委託する検査機関の基準にて機械の放射線量が0.3マイクロシーベルト/時間以上であるもの（尚、当社は、放射線量の測定結果及び放射線量の数値基準適合性に対し、一切の責任を負わないものとします）。
- (4) 製造番号あるいは車体番号が確認できないもの及び改ざんされた、又は改ざんされたおそれがあるもの。
- (5) 海外使用機と判断されるもの、又、海外使用機の疑いがあるもの。
- (6) オークションスタート金額・売切金額が現状の相場と大きく乖離し、落札が見込めないものや著しく低い設定のもの。
- (7) その他、当社が出品不可であると判断したもの。



《改訂後の規約》

柱書

当社は、本項に定める各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当社が別に定める場合を除き、出品不可とすることができます。尚、出品者は、出品機械・出品車両が、本項(1)号から(7)号のいずれかに該当するにもかかわらず出品され、成約となった場合には、出品者が善意無過失であっても、当社はキャンセルその他、当社が必要と考える措置をとることができるものとし、出品者は落札者が被った一切の損害（逸失利益および違約金等を除く）を賠償しなければならないものとします。また、本項(2)号及び(7)号に該当する出品機械・出品車両が出品され、成約となった場合には、出品者は当該機械・当該車両の取得経緯などを記載した当社指定の報告書を、当社に提出するものとし、報告書提出後、当社裁定により取引停止などの処分を科せるものとします。

3. 出品不可条件

- (2) 盗難品、差押品、仮差押品、ローン中、リース契約中、その他法的問題がある、又はあるおそれがあるもの、及び留置権、抵当権、質権等の制限物権の付着したもの又はそのおそれのあるもの、その他所有権の移転に制限が付され又は完全な所有権を所有していないもの。
- (3) 当社が委託する検査機関の基準にて機械の放射線量が0.3マイクロシーベルト/時間以上であるもの（尚、当社は、放射線量の測定結果及び放射線量の数値基準適合性に対し、一切の責任を負わないものとします）。

- (4) 製造番号あるいは車体番号が確認できないもの及び改ざんされた、又は改ざんされたおそれがあると当社にて判断したもの。
- (5) 当社において海外使用機と判断されるもの、又、海外使用機の疑いがあると判断されたもの。
- (6) オークションスタート金額・売切金額が現状の相場と大きく乖離し、落札が見込めないものや著しく低い設定のもの。
- (7) IV. 2項(2)号に該当する機械・車両であるにもかかわらず、出品申込書にその記載がなされていないもの。
- (8) その他、当社が出品不可であると判断したもの。

9. IV. 出品規定 4.(書類) 第(1)号～(8)号の改定

《現在の規約》

- (1) 出品者は、ナンバープレート付き建設機械及びクレーン車(トラック、ラフテレーン、オルタレーン)を出品し成約となった場合は、自動車検査証若しくは登録識別情報等通知書、譲渡書類を当社に提出しなければならないものとします。
- (2) 出品者は、成約機械・成約車両の全ての書類を、オークション開催日当日を含む8日以内に当社に提出しなければならないものとします。出品者が書類の提出を遅延した場合は、当社は、出品者に対し、違約金を請求できるものとします。尚、譲渡書類と建機工譲渡証の提出が遅延した場合の違約金については当社を通じて落札者が受け取るものとします。

※別紙参照

- (3) クレーン検査、譲渡書類の有効期限は、オークション開催月の翌月末以降の日でなければならないものとします。
- (4) リサイクル券がある場合は、出品者は、出品申込書にリサイクル料金を記載するものとし、成約後に譲渡書類とともにリサイクル券を当社に提出するものとします。
- (5) 自動車税の預り金は、オークション開催の翌月を起算とする当年度残月分相当額とします。
- (6) 保安基準緩和機械・車両については、出品者は、出品申込書に緩和事項を記載するものとします。
- (7) その他、出品者の責任に起因するトラブルは、当社の裁定とします。



《改訂後の規約》

- (1) 出品者は、ナンバープレート付き建設機械及びクレーン車(トラック、ラフテレーン、オルタレーン)を出品し成約となった場合は、自動車検査証若しくは登録識別情報等通知書、譲渡書類を当社(小山支店：〒329-0201 栃木県小山市栗宮 548)に提出しなければならないものとします。

※別紙参照

- (2) 出品者は、成約機械・成約車両の全ての書類を、オークション開催日当日を含む8日以内に当社に提出しなければならないものとします。出品者が書類の提出を遅延した場合は、当社は、出品者に対し、違約金を請求できるものとします。尚、譲渡書類と建機工譲渡証(但し、建機工譲渡証があると申告していた場合に限る)の提出が遅延した場合の違約金については当社を通じて落札者が受け取るものとします。

※違約金については別紙参照

(3) クレーン検査、譲渡書類の有効期限は、オークション開催月の翌月末以降の日でなければならないものとします。

(4) リサイクル券がある場合は、出品者は、出品申込書にリサイクル料金を記載するものとし、成約後に譲渡書類とともにリサイクル券を当社に提出するものとします。

※別紙参照

(5) 自動車税の預り金は、オークション開催の翌月を起算とする当年度残月分相当額とします。

※別紙参照

(6) 保安基準緩和機械・車両については、出品者は、出品申込書に緩和事項を記載するものとします。

(7) 譲渡書類の有効期限が、オークション開催日より翌月末に満たないもので、有効期限が、オークション開催日より21日以上のもは、出品申込書に有効期限（名変期限）を記載し、オークション開催日より8日以内に譲渡書類を提出するものとします。尚、提出期限を過ぎたものは、早期名変ペナルティまたは譲渡書類差替の対象になります。

※別紙参照

(8) その他、出品者の責任に起因するトラブルは、当社の裁定とします。

10. V. 落札規定1項.(取引条件) (1)号～(2)号及び(7)号～(12)号の新設と改定

《現在の規約》

(1) 落札機械・落札車両は全てオークションヤード渡し、現状有姿とし、その品質について、当社がIV. 出品規定第3条柱書第3文の措置をとる場合を除き、当社は何ら保証しないものとします。

(2) 当社が提供する出品機械・出品車両リスト、査定票、画像等は、あくまで参考情報であり、当社は記載内容については何ら保証しないものとし、その瑕疵についても責任を負わないものとします。そのため、会員は出品機械・出品車両を落札するにあたっては、現車について充分に下見をするものとします。また、外部落札参加による場合も、下見代行サービス等により現車を充分に確認したうえで落札しなければならないものとします。尚、同一機械・車両の同一事項について査定票と出品機械・出品車両リストが異なるときは、査定票を優先させるものとし、英語版査定表の解釈に差が生じる場合は日本語版査定表を優先します。

(7) 前項の期限内に落札者が搬出しない場合、当社は、落札者に対し、保管料を請求できるものとします。

※別紙参照

(8) 落札機械・落札車両の移動の際に、当社所有のフォークリフトを使用すると判断した場合、別紙記載のフォークリフト使用代を落札者に請求するものとします。

(9) 落札者は、搬出入の際は、道路交通法その他法令を遵守するものとします。

《改訂後の規約》

- (1) 落札機械・落札車両は全てオークションヤード渡し、現状有姿とし、その品質について、当社は何ら保証しないものとします。
- (2) 当社が提供する出品機械・出品車両リスト、査定票、画像等は、あくまでオークションにおける会員間取引に際しての参考情報であり、出品機械・出品車両の品質を保証するものではなく、当社は記載内容については何ら保証しないものとし、その瑕疵についても責任を負わないものとします。そのため、会員は出品機械・出品車両を落札するにあたっては、現車について充分に下見をするものとします。また、外部落札参加による場合も、下見代行サービス等により現車を充分に確認したうえで落札しなければならないものとします。尚、同一機械・車両の同一事項について査定票と出品機械・出品車両リストが異なるときは、査定票を優先させるものとし、英語版査定票の解釈に差が生じる場合は日本語版査定票を優先します。
- (7) 前号の期限内に落札者が搬出しない場合、当社は、落札者に対し、保管料を請求できるものとし、当社の管理責任は自己の物と同一とします。また、期限を超過した場合、落札機械・落札車両について、時間経過、気候変動による瑕疵の進行、増加や新たな不具合が発生しても、その現状復帰のための修理費用については、落札者が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
※別紙参照
- (8) 落札機械・落札車両の移動の際に、当社所有のフォークリフトを使用すると判断した場合、別紙記載のフォークリフト使用代を落札者に請求するものとします。
- (9) 落札者は、搬出入の際は、道路交通法その他法令を遵守するものとします。
- (10) 落札機械・落札車両を搬出せず、再度オークションに出品する場合、落札者は、オークション開催日当日を含む4日以内に、当社に申立てるものとします。
- (11) 落札機械・落札車両に不具合があり、搬出に支障をきたすおそれがあると当社にて判断した場合、当社は当該成約機械・成約車両の修理その他対応を行うことができるものとし、その修理・対応費用の負担者は、原則としてオークション開催日当日を含む10日以内は出品者が負うものとします。但し、現車の状態、査定票に記載された内容により、当社裁量にて落札者を負担者と決定することもあります。
- (12) 落札機械・落札車両に不具合があり、搬出が不可能な場合であっても、陸送費用等、その他運搬に関わる費用等については、当社は一切の責任を負わないものとします。

11. V. 落札規定 3.(輸出管理の法令順守)の改定

《現在の規約》

落札者は、落札機械・落札車両を輸出する場合、落札者自らの責任で落札機械・落札車両を大量破壊兵器等の拡散その他いかなる軍事目的に関連する事に使用させないものとし、日本及び海外の外国為替及び外国貿易法等と関連する一切の法律、規制及び輸出管理上の留意事項を遵守し、必要な措置をとる責務を負うものとします。



《改訂後の規約》

落札者は、落札機械・落札車両を輸出する場合、落札者自らの責任で落札機械・落札車両を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管及び使用等の目的や拡散その他いかなる軍事目的に関連する事に使用したり、第三者に使用させないものとし、日本及び海外の外国為替及び外国貿易法等と関連する一切の法律、規制及び輸出管理上の留意事項を遵守し、必要な措置をとる責務を負うものとしします。

12. VI. 契約の解除の新設

《改訂後の規約》

1. 所有権等の疑義と契約解除

- (1) 落札機械・落札車両について、IV.3 項 (2) 号及び (7) 号に該当する事由が存する場合には、落札者は、当該事由に該当することを当社に申立するとともに、当社が、落札者からの申立を認めた場合に限り、売買契約を解除することができるものとしします。なお、売買契約が解除された場合、警察、行政当局の指示により出品者に機械・車両が返還されない場合や、返還された機械・車両がいかなる状態であっても、出品者は、受領した機械・車両代金、落札者が負担した実費（逸失利益および違約金等を除く）を支払うものとし、当社は契約解除が成立した後、オークション計算書にて、機械・車両代金、実費を請求するものとしします。また、本号による契約解除は、出品者に対するペナルティ（当社裁量による）の対象となります。
- (2) 前号によって契約が解除された場合には、出品者は、落札機械・落札車両が返還されたか否かに関わらず、当該解除から7日以内に前号に規定するオークション計算書に記載の金額を支払うものとしします。
- (3) 出品者が前号に違反した場合、当社は、落札者に通知し、落札機械・落札車両の所有権を、当社に移転させることができるものとし、出品者に事前に通知することなく、当該機械・当該車両を他に処分し、処分代金から処分に要した費用を控除した残額をもって、落札機械・落札車両代金立替金、手数料等、遅延損害金及び違約金等を精算することができるものとしします。尚、処分がなされる間に落札機械・落札車両に課される自動車税及び名義変更等にかかる費用は出品者が負担するものとしします。
- (4) 本項によって契約が解除された場合には、当該機械・当該車両の出品者は、落札者が被った一切の損害（逸失利益および違約金等を除く）を賠償しなければならないものとし、当社は一切損害賠償の責を負わないものとしします。

2. オークション取引として適当でない場合の解除

- (1) 当社は出品者と落札者との間で売買契約が成立した場合であっても、出品者と落札者との関係、出品または落札価格、出品から落札に至る経過その他諸般の事情に鑑み、オークション取引として適当でないと判断した時は、当該売買契約を解除して無効にすることができるものとしします。ただし、落札機械・落札車両代金等の支払い及び機械・車両の搬出がいずれも完了しているときはこの限りではないものとしします。
- (2) 当社は、出品者と落札者との間で成立した売買契約が、オークション取引として適当でない疑いが

あるときは、出品者及び落札者から事情を聴取し、またこれらの者に当社指定の報告書の提出を要求するなど、必要な調査を行うことができるものとします。この場合、出品者及び落札者は、当社の調査に誠実に対応しなければならないものとします。

- (3) 当社は本項第(2)号の調査が完了するまでの間、落札者に対して、落札機械・落札車両の搬出を制限し、出品者に対して、落札機械・落札車両代金等の支払いを停止することができるものとします。
- (4) 当社は、本項第(2)号の調査が終了し、当該売買契約を解除するときは、その旨を出品者及び落札者に通知するものとします。
- (5) 本項による売買契約の解除、その他当社の措置により、会員に損害が生じたとしても、当社はその損害を賠償する責任は無いものとします。

3. 出品機械・車両の所有に関する疑義

- (1) 出品機械・出品車両の所有に関し、出品者が所有権を有することについて疑いが生じた場合の契約解除の期限ならびに原状回復の方法については、当社が公平な立場に立って、その状況を分析し、処理の方法を定めるものとします。この場合、出品者は当社に対し、出品機械・出品車両の取得経緯を記載した当社指定の報告書を提出しなければならないものとします。

13. VII. 紛争の処理の新設

《改訂後の規約》

1. 紛争の処理

オークションの運営及び本規約に関して、会員間に生じた争いについては、当社が、公正かつ中立な立場で双方の利害を調整し、必要に応じて裁定を行うことができるものとします。その場合、当事者双方は、当社の判断に無条件で従うものとします。

また、当社の裁定に従わない場合、出品者及び落札者は、オークションにおける売買契約が出品者と落札者の間に成立していることを理解し、当社を紛争の当事者とすることなく、出品者と落札者の間で紛争を解決するものとします。

14. VIII. 雑則の順序及び1.免責、2.賠償責任 第(1)号～(2)号、第(6)号～(7)号の改定

《現在の規約》

VI. 雑則

2. 賠償責任

- (3) 当社は、開催にあたる搬入から搬出までの間、盗難及び損傷は当社が保証しますが、その期間内においての放置機械・放置車両等正当な手続きのない機械・車両や地震・ひょう・大雪・洪水・その他の天災や当社の責任が認められない場合は、当社はその対象としないものとします。



《改訂後の規約》

VIII. 雑則

2. 賠償責任

- (3) 当社は、オークションの開催にあたり機械および車両の搬入から搬出期限までの間、盗難は当社が保証しますが、当社内において、盗難が発生した場合は、セリ前の機械・車両または流札機械・流札車両については、同種、類似機械・車両の当社による平均取引価格を損害の限度とし、成約機械・成約車両については、落札価格をもって損害の限度とします。
- (4) 当社は、オークションの開催にあたり機械および車両の搬入から搬出期限までの間、損傷は当社が保証しますが、当社内において、当社査定（出品検査）、移動及び出品展示等における人的な機械及び車両の損傷が発生した場合は、機械及び車両の修理を基本とします。但し、修理に掛かる費用が、以下の場合は、他の解決方法とします。
- ① セリ前の機械、車両または流札機械・流札車両については、当社における同種、類似機械または車両の平均取引価格を上回る場合。
 - ② 成約機械・成約車両については、落札価格を上回る場合。
 - ③ その他、当社の責任が認められない場合。
- (5) 当社ヤード内において、盗難や部品損害等が発生した場合は、標準装備品に限り損害として扱うものとし、かつ同種の中古部品の提供または中古部品時価相当額をもって損害賠償の限度とします。
- (6) 前3号にかかわらず、放置機械・放置車両等正当な手続きのない機械・車両や地震・ひょう・大雪・洪水・その他の天災や時間経過・気候変動を要因とした瑕疵など、当社の責任が認められない事由により発生した瑕疵や損傷は、当社は保証の対象としないものとします。
- (7) 陸送業者が起こした事故等については、オークション会場内で発生した場合であっても、当社は責任を負わないものとします。またこの場合、陸送業者を依頼した会員が、全ての損害を賠償するものとします。

15. 別紙〈オークション手数料〉の改定

《現在の規約》

〈オークション手数料〉（税別）

- ①建設機械（油圧ショベル、ブルドーザー、ホイールローダー、スキッドステアローダー、ショベルローダー、モーターグレーダー、キャリアダンプ、ダンプトラック、ロードローラー、クローラクレーン、カニクレーン、フィニッシャ、高所作業車、クローラドリル、スタビライザ、ロードカッター、除雪機、ゲレンデ整備機、自動式破砕機、ラフテレーンクレーン、トラッククレーン等

区分	出品料	成約料	落札料		
			ライブプレミアム会員	ライブレギュラー会員	
ミニミニ	8,000円	15,000円	12,000円	17,000円	20,000円
ミニ	12,000円	25,000円	15,000円	20,000円	23,000円
小型	15,000円	35,000円	20,000円	25,000円	28,000円
中型	25,000円	50,000円	25,000円	30,000円	33,000円
大型	40,000円	80,000円	30,000円	35,000円	38,000円
超大型	100,000円	100,000円	50,000円	55,000円	58,000円
超超大型	150,000円	150,000円	100,000円	105,000円	108,000円
商談手数料	上記同額		上記に5,000円プラス		
逆商談手数料	上記同額				



《改訂後の規約》

〈オークション手数料〉(税別)

- ①建設機械(油圧ショベル、ブルドーザー、ホイールローダー、スキッドステアローダー、ショベルローダー、モーターグレーダー、キャリアダンプ、ダンプトラック、ロードローラー、クローラクレーン、カニクレーン、フィニッシャ、高所作業車、クローラドリル、スタビライザ、ロードカッター、除雪機、ゲレンデ整備機、自走式破碎機、ラフテレーンクレーン、トラッククレーン等)

区分	出品料	成約料	落札料		
			ライブプレミアム会員	ライブレギュラー会員	
ミニミニ	10,000円	18,000円	15,000円	20,000円	23,000円
ミニ	14,000円	28,000円	18,000円	23,000円	26,000円
小型	15,000円	35,000円	20,000円	25,000円	28,000円
中型	25,000円	50,000円	25,000円	30,000円	33,000円
大型	40,000円	80,000円	30,000円	35,000円	38,000円
超大型	100,000円	100,000円	50,000円	55,000円	58,000円
超超大型	150,000円	150,000円	100,000円	105,000円	108,000円
商談手数料	上記同額		上記に5,000円プラス		
逆商談手数料	上記同額				

15. 別紙〈保管料〉、〈バッテリー交換費用〉、〈洗車費用〉、〈下見代行費用〉、〈その他代行費用〉の改定および新設

《現在の規約》

- ①建設機械(油圧ショベル、ブルドーザー、ホイールローダー、スキッドステアローダー、ショベルローダー、モーターグレーダー、キャリアダンプ、ダンプトラック、ロードローラー、クローラクレーン、カニクレーン、フィニッシャ、高所作業車、クローラドリル、スタビライザ、ロードカッター、除雪機、ゲレンデ整備機、自動式破碎機、ラフテレーンクレーン、トラッククレーン等)

	ミニミニ	ミニ	小型	中型	大型	超大型	超超大型	備考
1週目	8,000円	12,000円	15,000円	25,000円	40,000円	100,000円	150,000円	1(遅延週数)×手数料
2週目	16,000円	24,000円	30,000円	50,000円	80,000円	200,000円	300,000円	2(遅延週数)×手数料
3週目	24,000円	36,000円	45,000円	75,000円	120,000円	300,000円	450,000円	3(遅延週数)×手数料

※区分の詳細に関しましては別紙の機種別区分表をご参照ください

②フォークリフト、コンプレッサー、発電機、小物（ランマー、プレート、コンクリートカッター、投光機、アタッチメント等）

	小物	ミニミニ	ミニ	小型	中型	大型	超大型	備考
1週目	5,000円	8,000円	12,000円	15,000円	20,000円	30,000円	50,000円	1(遅延週数)×手数料
2週目	10,000円	16,000円	24,000円	30,000円	40,000円	60,000円	100,000円	2(遅延週数)×手数料
3週目	15,000円	24,000円	36,000円	45,000円	60,000円	90,000円	150,000円	3(遅延週数)×手数料

※区分の詳細に関しましては別紙の機種別区分表をご参照ください



《改訂後の規約》

〈保管料〉(税別) * 出品料同額 搬出期限内に搬出しない場合、保管料を請求致します。

①建設機械(油圧ショベル、ブルドーザー、ホイールローダー、スキッドステアローダー、ショベルローダー、モーターグレーダー、キャリアダンプ、ダンプトラック、ロードローラー、クローラクレーン、カニクレーン、フィニッシャ、高所作業車、クローラドリル、スタビライザ、ロードカッター、除雪機、ゲレンデ整備機、自走式破砕機、ラフテレーンクレーン、トラッククレーン等)

	ミニミニ	ミニ	小型	中型	大型	超大型	超超大型
1週間ごと	10,000円	14,000円	15,000円	25,000円	40,000円	100,000円	150,000円

※区分の詳細に関しましては別紙の機種別区分表をご参照ください。

※通知書を送付後、週ごとにオークション計算書にて請求いたします。

②フォークリフト、コンプレッサー、発電機、小物(ランマー、プレート、コンクリートカッター、投光機、アタッチメント等)

	小物	ミニミニ	ミニ	小型	中型	大型	超大型
1週間ごと	5,000円	8,000円	12,000円	15,000円	20,000円	30,000円	50,000円

※区分の詳細に関しましては別紙の機種別区分表をご参照ください。

※通知書を送付後、週ごとにオークション計算書にて請求いたします。

※出品機械・出品車両の搬出の際に不具合等が発生し、搬出が不可能で、当社にて修理を行う場合は、当社からの見積もり提示後から保管料が発生するものとし、日割り計算により請求いたします。

〈バッテリー交換費用〉(税別)

サイズ	30A19(R/L)	44B19(R/L)	65B24(R/L)	90D23(R/L)	95D26(R/L)	115D31(R/L)	130E41(R/L)	130F51	155G51
請求額	5,200円	5,000円	7,500円	8,300円	8,200円	9,400円	11,500円	11,800円	17,000円

サイズ	4L-BL	5L-BS	7L-BS	9-BS	12-BS	14-BS
請求額	4,600円	5,900円	6,500円	6,700円	8,700円	8,800円

※上記価格表はバッテリー1台と交換工賃を含む価格です。

※出品される当該オークション計算書にて請求いたします。

〈洗車費用〉 * 出品料同額

※区分の詳細に関しましては機種別区分表をご参照ください。

※出品される当該オークション計算書にて請求いたします。

〈下見代行費用〉(税別)

内容	下見代行FAX回答 (5項目)	下見代行電話回答 (5項目)	下見代行写真撮影送信 (5件)
請求額	500円	1,000円	1,000円

※作業発生日直近開催のオークション計算書にて請求いたします。

〈その他代行費用〉(税別)

操作代行 *オークション開催日のみ

内容	下見操作代行
請求額	3,000円

※作業発生週の当該オークション計算書にて請求いたします。

以上

